

# 知っておきたいソフトウェア 関連判決（その41）

— 知財高裁審決取消事件（認証代行装置） —

平成 27 年度特許委員会 鈴木 学



## 要 約

本判決は、ソフトウェア関連発明の進歩性（容易想到性）が争点となった事件である。引用発明の構成を少し変更すれば本願発明となるような場合であっても、その変更が引用発明の作用効果を失わせるようなものであるときには、容易想到性が否定される。

## 目次

1. 判決の要約
2. 事案の概要
3. 争点
4. 本願発明の内容
5. 当事者の主張
6. 裁判所の判断
7. 考察

してのみ認証を行う構成となっており、当該引用例から本願発明が容易想到であるか否かが問題となった。

## 4. 本願発明の内容

（1）請求項1に係る発明は次のとおりである。  
〔請求項1〕

「リンク先情報を登録しておくリンク先情報登録手段と、

登録されたリンク先における利用者の認証情報であり該利用者に通知された認証情報を格納する認証情報格納手段と、

各リンク先毎に用意され、該リンク先で実行される認証処理で表示される画面構成に対し、前記認証情報を埋め込むための認証処理用のひな形スクリプトを格納するひな形スクリプト格納手段と、

インターネットを介して前記利用者の情報閲覧手段よりリンク先の指定に関する情報を受信する手段と、

該利用者の認証情報が登録されているリンク先が前記受信されたリンク先の指定に関する情報により指定された場合に、前記リンク先情報登録手段から該当するリンク先情報を読み取り、当該利用者のそのリンク先における認証情報を認証情報格納手段から読み出すと共に、前記ひな型スクリプト格納手段から、該当するリンク先のひな形スクリプトを読み出して、該ひな形スクリプトの変数として該リンク先における認証情報を指定して該リンク先で実行される認証処理で表示される画面構成に対し前記認証情報を埋め込むための認証処理スクリプトを作成し、上記リンク先情報及び認証処理スクリプトを、該利用者の前記情報閲覧手段

## 1. 判決の要約

- （1）事件番号：平成 25 年（行ケ）10207 号
- （2）判決言渡日：平成 26 年 4 月 16 日
- （3）出願番号：特願 2000-338695 号
- （4）審判番号：不服 2011-25800 号
- （5）発明の名称：認証代行装置

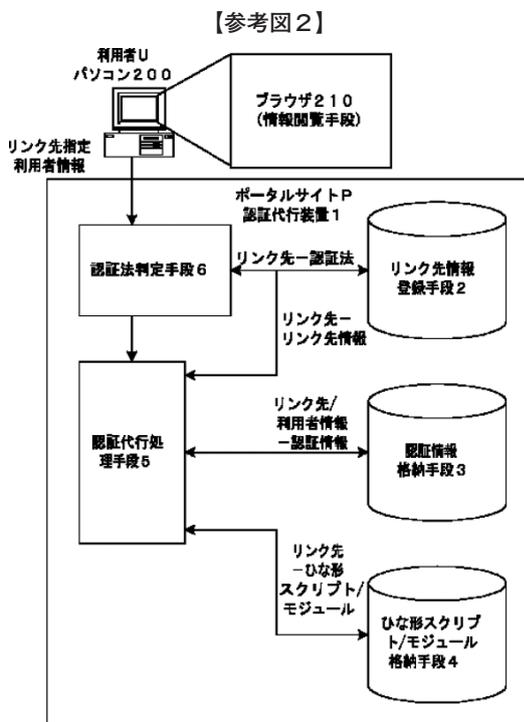
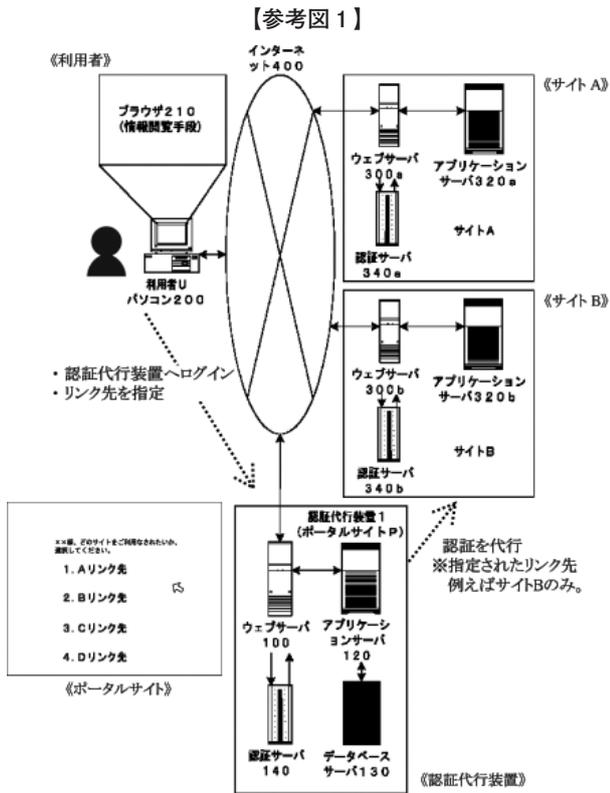
## 2. 事案の概要

本願は発明の名称を「認証代行装置、認証代行方法及び記録媒体」として 2000 年 11 月 7 日に出願されたものであり、拒絶査定に対して拒絶査定不服審判を請求したが、同審判では、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができないとして拒絶審決がなされた。本件は、これを不服とする出願人が審決取消訴訟を提起して争った件である。

## 3. 争点

情報処理分野における認証代行技術に関し、引用例には対象となるリンク先の「全て」に対して自動認証が行われることが記載されているのに対し、本願発明は、全てではなく選択された「個別」のリンク先に対

に前記インターネットを介して転送する認証代行処理手段とを有することを特徴とする認証代行装置。」



(2) 作用効果

「利用者が、ポータルサイトなどにおいてリンク先の選択を行うだけで、該リンク先に対して、特別な操作を何ら行わなくても、認証処理が自動的に実行されるため、それが終了した段階で、当該リンク先へのログインが可能となるという効果を奏し得る。」(判決文

より抜粋)

(3) 引用発明（非特許文献のため判決文より抜粋)

[引用例]

「シングル・サインオン、ユーザー情報を集約して認証処理を一元化 安全性と利便性を両立、日経インターネットテクノロジー、日経BP社、1999年11月22日」

[開示内容]

「社内ネットワークで稼働しているネットワーク・アプリケーションの多くは、ID / パスワードによる認証でユーザーのアクセスを制御することから、こうしたネットワーク・アプリケーションが増えると、アプリケーションごとにID / パスワードの入力が必要となるため、ユーザーにとってシステムが使いにくくなるという問題があった。この問題を解決する方法の一つが、シングル・サインオン (SSO) 機能を備えた専用ツールを使い、それにより、各アプリケーションのユーザー情報を集約し、認証処理を一元化できるようにすることで、これにより、ユーザーは、一度のログイン操作で許可されたアプリケーションを利用できるようになる。

サーバー集約型的一种である認証代行サーバー型は、SSOサーバーがユーザー情報をもとに各アプリケーションの認証を一元的に受け持つタイプであり、クライアント側にモジュールを組み込む方法等がある。

さらに、認証代行サーバー型でクライアント側にモジュールを組み込むタイプのSSO製品において、SSOサーバーにログインすると、アクセス可能なサーバー / アプリケーションのID / パスワードの束をクライアント・モジュールが受け取り、ID / パスワードを受け取ったモジュールは、ログイン操作を自動化するスクリプトを実行する。そして、スクリプトは、サーバー / アプリケーションの種類ごとに用意する必要があるが、SSOサーバーに置いておけば、自動的に全てのクライアント・モジュールに配布することができる。」(下線は追加)

5. 当事者の主張

(1) 原告の主張

「引用発明においては、「SSOサーバー」にログインすると、利用者がアクセスすることができる全ての

サーバー／アプリケーションのID／パスワードの組合せを受け取るので、利用者がリンク先を指定する都度、本願発明のように「利用者の情報閲覧手段よりリンク先の指定に関する情報を受信する」のは無駄な（無意味な）処理であり、「SSOサーバー」が「クライアント・モジュール」から、利用者がどの「サーバー／アプリケーション」にアクセスしたいかの指定を受信する構成とする動機付けがない。」

## （2） 被告の主張

「認証処理システムにおいて、認証処理を実行するサーバーがインターネットを介して、利用者端末からサーバー／アプリケーションの認証情報の要求を受信する旨の技術は、乙6及び乙7にもあるとおり…周知技術であり、…認証処理サーバーが認証情報の要求を個別に受信するような構成とするか、引用発明のように認証情報の要求を個別には受け付けない構成とするかは、当業者がシステムの効率やセキュリティなどを考慮して適宜に選択し得た設計的事項である。」

## 6. 裁判所の判断

<引用発明からの容易想到性について>

「…そうすると、引用発明においては、一度SSOサーバーにログインすれば、クライアント・モジュールは、SSOサーバーにログインしたユーザーがアクセス可能な全てのサーバー／アプリケーションのID／パスワードの組合せ、各サーバー／アプリケーションの種類ごとのログイン操作を自動化するスクリプト、及び各サーバー／アプリケーションのリンク先情報を受け取るから、それ以降、SSOサーバーとの通信を行う必要がなく、ログイン操作を自動化するスクリプトを実行することで、シングル・サインオン機能を果たすとの作用効果を奏すると認められる。」

しかるに、このような構成を採用する引用発明について、SSOサーバーが「利用者の情報閲覧手段よりリンク先の指定に関する情報を受信する手段」を有するものとした上で、ユーザーがどの「サーバー／アプリケーション」にアクセスしたいかを指定して、その指定された「サーバー／アプリケーション」の「ID／パスワード」を受け取るように構成を変更するとすれば、利用者が情報閲覧手段よりリンク先の指定を行う都度、クライアント・モジュールは、SSOサーバーとの通信を行い、その指定された「サーバー／アプリケーション」の「ID／パスワード」を受け取り、上記

指定された「サーバー／アプリケーション」へのログイン操作を自動化するスクリプトを実行することにより、シングル・サインオン機能を果たすことになる。しかし、それでは、一度SSOサーバーにログインすれば、クライアント・モジュールは、それ以降、SSOサーバーとの通信を行う必要がなく、ログイン操作を自動化するスクリプトを実行できるとの引用発明が有する上記の作用効果が失われることとなる。したがって、引用発明において、相違点2に係る本願発明の構成に変更する必要性があるものとは認められない。

このように、引用発明について、SSOサーバーが「利用者の情報閲覧手段よりリンク先の指定に関する情報を受信する手段」を有するもの（相違点2に係る構成とすること）とした上で、ユーザーがどの「サーバー／アプリケーション」にアクセスしたいかを指定して、その指定された「サーバー／アプリケーション」の「ID／パスワード」を受け取るように構成を変更することについては、引用発明が本来奏する上記作用効果が失われるものであって、その必要性が認められないから、引用発明における上記構成上の変更は、解決課題の存在等の動機付けなしには容易に想到することができない。しかして、引用例には、引用発明について上記構成上の変更をすることの動機付けとなるような事項が記載又は示唆されていると認めることはできない。（略）

以上によれば、引用発明において、上記構成上の変更をすることが、当業者が容易に想到できたものということはできない。したがって、本願発明と引用発明との相違点2について、本件審決がした前記(1)の判断には誤りがあるというべきであり、原告主張の取消事由2は理由がある。」（下線は追加）

<主引例と周知技術との組合せについて>

「…乙6及び乙7には、認証処理システムにおいて、認証処理サーバーがネットワークを介して、利用者端末からサーバー／アプリケーションの認証情報（ログイン名、パスワード、アクセスチケット）の要求を受信する技術が開示され、また、乙8には、検索サービス（検索エンジン）において、検索サービスサイトがインターネットを介してユーザーの端末からリンク先の指定に関する情報（キーワード等）を受信して、リンク先情報（URL）を返信する技術が開示されている。しかし、これらの技術が、本願出願当時、当該技術分野において周知であったとしても、本件においては、前

記(2)イのとおり、相違点2に係る構成上の変更を行って、引用発明が本来奏する作用効果を失わせる必要性は認められないから、これらの周知技術の存在は、引用発明について相違点2に係る構成上の変更をすることの動機付けとなるものではない。」（下線は追加）

## 7. 考察

本件は、ビジネス関連発明がブームだった2000年頃に出願されたものであり、本願発明では、幾つかあるリンク先のうちユーザーによって選択されたリンク先のみで認証代行が行われるという点が1つの特徴となっている。

引用例としては、SSO（シングル・サインオン）機能を用いて全てのリンク先に対して認証を行うものが挙げられている。

進歩性の争点としては次のようなものである。すなわち、引用例は、一度のログイン操作のみで「全て」のリンク先が利用可能となる認証代行であって「個別」にリンク先を選択するものではないところ、「全て」を「個別」に変更することはセキュリティやシステム効率等を考慮して当業者が適宜成し得たものなのでは？という点である。

この点、裁判所は、引用例の作用効果に着目し、仮に本願発明のような構成に変更した場合にはその作用効果が失われることとなるので容易想到ではないと判断した。

進歩性判断における阻害要因との関連について。阻害要因の類型としては特許審査基準（第三部3.2.2阻害要因）では以下のものが挙げられている。

- (i) 主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような副引用発明
- (ii) 主引用発明に適用されると、主引用発明が機能しなくなる副引用発明
- (iii) 主引用発明がその適用を排斥しており、採用されることがあり得ないと考えられる副引用発明
- (iv) 副引用発明を示す刊行物等に副引用発明と他の実施例とが記載又は掲載され、主引用発明が達成しようとする課題に関して、作用効果が他の実施例より劣る例として副引用発明が記載又は掲載されており、当業者が通常は適用を考えない副引用発明

本件は、引用例の構成を本願発明のような構成に変更することにより引用例本来の作用効果を失わせるものであり、上記類型で言えば(i)の阻害要因に対応するものと考えられる。情報処理分野の発明では、一般に、組合せを排除する記載があるとの主張や、技術的に両立し得ないものであるという主張は、実際にはなかなか難しいことも多い。したがって、本件のように、主引用例の作用効果に着目し、それを喪失させるような変更であるから当業者が容易に想到し得たものではない、という主張は実務上有効と思われる。

（原稿受領 2016. 1. 14）